

平成15年 臨時第5回

新得町議会会議録

開 会 平成15年11月27日

閉 会 平成15年11月27日

新得町議会

第 5 回臨時町議会会議録目次

第 1 日 (1 5 . 1 1 . 2 7)

開会の宣告	4
開議の宣告	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	4
諸般の報告 (第 1 号)	4
行政報告	4
日程第 3 議案第 6 7 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第 4 議案第 6 8 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	8
日程第 5 議案第 6 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 0
日程第 6 議案第 7 0 号 平成 1 5 年度新得町一般会計補正予算	1 4
日程第 7 議案第 7 1 号 平成 1 5 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算	1 5
日程第 8 議案第 7 2 号 平成 1 5 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	1 5
日程第 9 議案第 7 3 号 平成 1 5 年度新得町水道事業会計補正予算	1 6
日程第 1 0 意見案第 1 2 号 平成 1 5 年十勝沖地震災害対策に関する意見書	1 6
閉会の宣告	1 8

平成15年第5回新得町議会臨時会

平成15年11月27日(木曜日)午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告(第1号)
		行政報告
3	議案第67号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第68号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
5	議案第69号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第70号	平成15年度新得町一般会計補正予算
7	議案第71号	平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
8	議案第72号	平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
9	議案第73号	平成15年度新得町水道事業会計補正予算
10	意見案第12号	平成15年十勝沖地震災害対策に関する意見書

会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第1号）
	行政報告
議案第67号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
議案第68号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について
議案第69号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	平成15年度新得町一般会計補正予算
議案第71号	平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第72号	平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第73号	平成15年度新得町水道事業会計補正予算
意見案第12号	平成15年十勝沖地震災害対策に関する意見書

出席議員（16人）

1番	川見久雄	議員	2番	金澤学	議員
3番	斎藤芳幸	議員	4番	松尾為男	議員
5番	柴田信昭	議員	6番	千葉正博	議員
7番	宗像一	議員	8番	石本洋	議員
9番	吉川幸一	議員	10番	廣山輝男	議員
11番	齊藤美代子	議員	12番	藤井友幸	議員
13番	青柳茂行	議員	14番	武田武孝	議員
15番	高橋欽造	議員	16番	湯浅亮	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	齊	藤	敏	雄
監	査	員	吉	岡		正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助				役	鈴	木	政	輝
総	務			長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	課	長	浜	田	正
住	民	生	活	課	長	小	森	俊
児	童	保	育	課	長	高	橋	末
財	政		係	長	安	達	貴	広

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教		育		長	佐	々	木	裕	二
社	会	教	育	課	長	斉	藤	正	明

職務のため出席した議会議務局職員

書				記	渡	辺	美	恵	子
書				記	田	中	光		雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席であります。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成15年臨時第5回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、11番、齊藤美代子議員、12番、藤井友幸議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

◎湯浅亮議長 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 10月16日、臨時第4回町議会以後の行政報告を行います。

同じ16日でありますけれども、WRC開催決定セレモニーとなっておりますが、これは2004年、来年でありますけれども、世界ラリー選手権大会が国内で初めて開催されることに決定をいたしました。その際の開催地は十勝ということでありまして、したがって、新得町のコースを使った開催が予定されております。

10月17日には、全国原生自然環境保全フォーラムが東京で行われました。これは全国で5か所の自然環境保全地域がありまして、昨年は本町で開催されたわけですが、本年は小笠原諸島の属する東京で第5回目のフォーラムが開催されております。

また、10月19日には、全国フロアカーリング交流大会が総合体育館で開催されま

して、43チーム、130名余りが参加をして盛大に開催されました。

10月20日には、第4回目の新得町・鹿追町任意合併協議会が開催されております。この日は新町建設計画構想と、財政シミュレーションの進め方について協議をいただいております。また、事務事業の一元化についても協議をいただいております。議員の定数及び任期以下17項目について協議をいたしております。

また、11月17日からホームページの開設についても協議をいたしたところであります。

10月24日には、東京及び札幌に本社のある出先おびひろ会が、18機関・団体の代表者18名が本町においでになりまして、懇談会を実施いたしております。

2ページにまいりまして、中ほどでありますけれども、10月30日には、新得町善行賞贈呈式が行われております。平成15年度の新得町功労賞の表彰条例に基づきます該当者の推薦5人がございまして、選考委員会で選考いただいた結果、記載のとおり榎本一次さん1名に決定いたしました。これは長年、ボランティア活動をされておられまして、そうした功績が認められての表彰となりました。

また、同じ日でありますけれども、広内トンネルの貫通式が行われました。工期はこの後も来年の8月6日まで残っております。

同じ30日でありますけれども、公正入札調査委員会を開催いたしました。これは昨年実施をいたしました水力発電施設周辺地域交付金事業による屈足総合会館の暖房設備改修工事におきまして、今年7月に実施されました会計検査院の实地調査の結果、所要の安全性が確保されていない旨の指摘を受けたところであります。

こうしたことから、公正入札調査委員会を開催いたしまして、施工業者を関係基準に照らし合わせて厳正な処分を行ったところであります。なお、指摘を受けた不備な部分につきましては、施工業者にその後補正をさせているところであります。

次ページにまいりまして、10月31日には、土木現業所へ懸案事項の要請をいたしております。これは現在進めております屈足市街地の歩道の整備について、今後の進め方、あるいは予算措置の問題について要請をいたしました。併せて、冬期間、十勝ダムの堤体の道道上において、雪の吹き込みがたいへんひどうございますので、その防雪さくをぜひ設置してもらいたいという旨の要請をいたしております。

11月4日には、職員採用試験の面接を行っております。これは今年度末で3名の職員が定年退職の予定であります。このうち1名を平成16年4月1日に採用いたす予定をいたしております。この面接の結果1名の採用を内定いたしております。

11月6日には、道道忠別清水線屈足市街地道路整備第2期工事の説明会を実施いたしております。1期工事につきましては現在、幸町1丁目から柏町1丁目までの330メートル区間で事業が進んでおります。この後、第2期工事といたしまして、現在の工事区間の南側、旭町2丁目から旭町3丁目、そして幸町2丁目から幸町3丁目まで、旧農協の店舗までになるわけですけれども、この250メートルについて工事が継続して進められていく予定であります。

この日は土木現業所からも所長以下関係者がまいりまして、地域において説明をいたしました。来年は、道路の用地の調査が進められまして、一部用地補償に入る予定であります。また、翌17年には用地買収を進めてまいりまして、18年、19年にかけてまして本工事が進んでいく予定であります。

なお、昨今の北海道の財政状態も約1,700億円にのぼる大幅な歳入不足というこ

とがございまして、公共事業をはじめ各般の道の施策が見直しをされてくるというふうな状況もありますので、今後とも私どもも注意深く、重要路線でありますので、引き続いて工事が継続できるように要請を続けていきたいと思っております。

また、11月7日には、観光協会の事務局の民間移行問題につきまして、観光協会の会長以下関係者がおいでになりまして、検討の結果報告がなされました。それによりますと、11月7日に開催いたしました観光協会の理事会において、民間移行の方向性について理解を得たという報告であります。そして事務局の受け皿といたしまして、商工会を候補に考えていると。しかし今後、商工会の了承が必要になってくると。そうしたことがあるので今後協議をする時間が必要というふうな報告がございました。

私どものほうとしては、そうした体制が整備されてからでよろしいのではないかという旨を伝えているところであります。

次ページにまいりまして、11月12日には国民宿舎の給水設備工事以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札いたしております。

同じ日でありますけれども、社団法人土木学会から今助教授、これは北海道教育大学の教授でありますけれども来庁されまして、狩勝峠の鉄道施設群、つまり小笹川橋りょう、大築堤群、新内ずい道と、この3つの歴史的遺産を土木学会の選奨遺産として推薦をしている旨の報告がございました。その後、11月18日にただいま申し上げました3つの施設群が土木学会から土木遺産としての認定の授与がなされたところであります。

現在、道内には6か所のそうした遺産が認定をされておまして、特に狩勝関連の施設につきましては、学術的に優れて、技術が地域景観と非常に調和した土木遺産であるという高い評価のもとに、この18日に札幌で受賞したところであります。

11月14日には、第5回目の新得町・鹿追町任意合併協議会が開催されました。これは事務事業の一元化に伴う協議をいたしておまして、21項目について、この日は協議を了承いただいております。特に税率比較におきましては、法人住民税の税率の問題、また、町名・字名の取り扱いについては、市街地については新町名の次に「新得」を付けると。字地域については、この「字」を削除するというのを協議をいたしたところであります。これまでに先行した57項目中、40項目がいちおうの調整をみております。

このほかに住民用のダイジェスト版の発行についても協議をいたしております。これは現在まで進めてきた協議の内容につきまして、新町建設計画構想並びに財政シミュレーション、事務事業の一元化の内容を網羅いたしまして、概要版でありますけれども現在その作業を進めておまして、新得地区におきましては12月1日の広報と同時に全戸に配布をいたす予定をいたしております。

また、同じ14日でありますけれども、新得消防団がこの間の功績が認められまして、表彰旗を受賞いたしております。

次ページにまいりまして、11月19日ではありますが、厚生協会の佐々木理事長が来年の予算要望に来町されております。これは昨年12月に火災によりまして作業棟を焼失いたしました。今この再建を検討いたしておまして、ほぼ財源の見通しもついたということで16年度に作業棟を新築したいと。計画によりますと、922平方メートルの作業棟1棟を建設する予定をいたしておまして、町に応分の予算要望がなされておりますので、新年度の予算編成の中で検討したいと考えております。

11月25日には、特別職報酬等審議会を開催いたしました。これは常勤の特別職の給与改定につきまして諮問をいたしてございまして、同日付けで答申をいただいております。

答申の内容につきましては、16年1月1日から町長、助役及び教育長の給与につきまして、2パーセントから1.1パーセントの範囲で給与の引き下げの答申をいただいております。これにつきましては第4回の定例町議会で、関連議案の提案をしたいと考えておりますので、その折りにご審議賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 議案第67号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第67号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第67号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。職員の給与に関する条例の一部改正及び特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合もこれらに準じて改正しようとするものであります。

改正内容ですが、期末手当支給率を平成15年度12月支給分について、現行100分の250を100分の225に改正し、100分の25を減額し、平成16年度以降、6月支給分について、現行100分の215を100分の210に改正し、12月支給分について、現行100分の250を100分の230に改正し、年間支給率を現行100分の465を100分の25を減額し、100分の440とするものであります。

条例の本文は、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、平成15年12月1日から施行する。また、期末手当の特例を規定いたしております。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第67号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第68号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第68号、特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職及び教育長の期末手当の支給割合も、これに準じて改正しようとするものであります。

改正内容ですが、期末手当支給率を、本則分で6月支給分について、現行100分の225を100分の210に、12月支給分について、現行100分の240を100分の230に改正し、年間支給率を、現行100分の465を100分の25減額し、100分の440にするものであります。

次に、附則分といたしまして、現行平成16年12月までの期間内、平成15年度12月は100分の180に改正し、平成16年6月は、100分の205を100分の185に、同12月は100分の205を100分の200に改正し、年間支給率を、現行100分の410を100分の25減額し、100分の385にするものであります。

したがいまして、期末手当はそれぞれ100分の25を減額いたしまして、今年度と来年度が年間100分の385を支給し、それ以降は100分の440を支給するものであります。

条例の本文は、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成15年12月1日から施行する。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、石本議員。

◎石本洋議員 要するに、この議案については反対という立場であります。

町長、助役、教育長は過去においてもかなりの減額措置をしたことがあります。ここで一般職員の期末手当や職員給与について減額する条例というのが後ほど出てくるわけなんです。私はこの機会に町村合併だとかいろいろな難題を抱えているかたちの中で、町長以下特別職には、大いにがんばってもらいたいという気持ちをしておりますので、この給与の減額ということについては基本的に反対だと。

ただ、今後あることをございますけれども、職員の交通事故の案件というのが新得町では非常に多い。ですから、相手側の責任によって起きた場合はそれはそれとして、職員側の過失によって事故が起きたときには、これは町長以下給与の減額対象に自分でするぐらいの覚悟をもっていただかなければならないなど。

そういう意味においても今回は反対だと。そしてそういう事例があったときにきちっと町長以下特別職の減額をすることによって、職員に交通事故やなんかに対する自覚を促すと、こういうことでいっていただきたいと思います。以上です。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回ご提案しています特別職の期末手当の削減につきましては、あくまでも人事院勧告に伴っての措置でありますので、ご理解をいただきたいなと思います。

今、石本議員からお話しのあった交通事故の場合の減額というか、その件につきましては、あくまでも職員の過失による事故というのは多々あるわけですが、その程度によるのかなというふうにも思っております。重大な事故になれば特別職の処分までなるのかなという気もしますが、あくまでも程度によって、現在交通事故の処分基準というのを設けておりますので、それに沿って、軽微なものにつきましては職員のみ処分というふうになるのかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 8番、石本議員。

◎石本洋議員 それでは課長にお伺いしますが、過去において特別職の3月期の期末手当を減額しましたよね。それは人事院勧告に基づくものなのですか。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 2年前に期末手当の3月分、ご質問のとおり0.55月分削減をしておりますが、これは人事院勧告とは関係ございません。あくまでも自主的な削減であります。

◎湯浅亮議長 8番、石本議員。

◎石本洋議員 そのように人事院勧告では特別職の給与についてうんぬんということは書いていない、一般職の関係なんですよ。ですから2年前の期末手当の減額も特別にその時自由裁量として行われる。だから今回も自由裁量として据え置いたってよろしいのではないですか。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。ただいまご指摘のありました2年前の期末手当の削減の問題につきましては、その折りにも確か説明をしたつもりでありますけれども、地方自治体のおかれている状況が非常に厳しくなってきたと。そうした中において町民の皆様がたに対しても、いろんな面である種の我慢なり厳しさというふうなものをお願いをしてくれているという立場もあって、やはり特別職の給料、特に町長の給料は高うございます。

したがって、前回議会のご理解をいただいたうえで議決をいただいて今日に至っていると考えております。

そうした面ではある意味での私の政治的な決断というふうなものでもあったということをおひとつご理解をいただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第68号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

◎湯浅亮議長 日程第5、議案第69号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第69号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

3枚目を御覧ください。提案理由であります。公務員の給与について国、道、管内町村も改定及び改定見込みであることから、本町も人事院勧告に基づき、国家公務員に準じて条例を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、1、給料表でございますが、全級号俸を改正するものであります。給料表の平均改定率は、マイナス1.04パーセント、金額にいたしまして、マイナス3千159円の引き下げでございます。

初任給の改定でございますが、高校卒では13万8千800円に引き下げるものでございます。短大卒で14万8千500円、大学卒で17万700円にするものでございます。

2、期末・勤勉手当の改正ですが、期末・勤勉手当の支給率を、平成15年度につきましては、12月支給分を現行100分の240を100分の215に、平成16年度以降につきましては、6月支給分を現行100分の225を100分の210に、12月支給分を現行100分の240を100分の230にそれぞれ改正して、年間支給率を現行100分の465を100分の25減額し、100分の440に改めるものであります。

なお、表で現行との差の欄であります。いずれもマイナスで がつくのですが、一部 がついておりませんので、訂正をお願いしたいと思います。

3、扶養手当でございますが、配偶者、現行1万4千円を500円引下げ、1万3千500円にするものでございます。

4、適用年月日でございますが、平成15年12月1日といたします。ただし、給与につきましては、4月からの年間給与について、実質的な均衡が図られるよう、12月の期末手当の額で調整を講じるものであります。

次のページ以下は給料表の新旧比較表を付けておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

前に戻りまして、条例の本文は、説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、1、施行期日、2、最高号俸を超える給料月額切り替え等、3、施行日前の異動者の号俸等の調整、4、職員が受けていた号俸等の基礎、5、平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置、6、規則への委任をそれぞれ規定いたしてございます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。13番、

青柳議員。

◎青柳茂行議員 人事院勧告といえども、公務員の給与を引き下げるとするのは、やはり好ましいことではないというふうに考えるわけです。

それで今の説明によりますと、給与を全面にわたっての引き下げと。それから期末手当、扶養手当の引き下げなんですけれども、総額にしてどれくらいになるのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回の人事院勧告によりまして、減額になる一般職の合計であります。2,088万3千円でございます。

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 2,088万円ということでありまして、できることであれば現行を維持していただきたいなと思っておりますけれども。

この引き下げ分の2,088万円というのは、できることであれば住民の暮らしとか福祉とか、あるいは今深刻な雇用問題がありますけれども、そういうところに振り向けていただきたいと思うんですけれども、いわゆるその辺で予算の用途といいますか、ある程度明確になっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。1点目の現行を維持していただきたいという話なんです。あくまでも職員の給料につきましては、上げる場合も下げる場合も、この間ずっと人事院勧告に基づいて実施しておりますので、その辺のご了解をいただきたいなというふうに思います。

◎湯浅亮議長 浜田企画調整課長。

◎浜田正利企画調整課長 それと減額相当分の使われ方ということでの話しですけれども、本議会については後ほどまたご審議いただきますけれども、議案第70号で一般会計補正予算ということで減額のみ措置をしております。

それから議員から提案ありました雇用問題等につきましては、われわれも大きな問題というふうに認識をしております。今後の新年度予算等で、この金額相当分というわけではないと思いますけれども、町政全般の中で判断をさせていただきたいなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 4番、松尾議員。

◎松尾為男議員 町長の感想を聞かせてもらいたいのですが、今総務課長がおっしゃったように、上げるのも下げるのも人事院と。国公法の中でも人事院の調査に基づいて上げたり下げたりというのは条文でうたわれておりますから、それに基づいたんだと思いますけれども。

地公法の14条で、情勢適応の原則というのがあるんですけれども、これはかなり身近なところを含めて、社会一般の情勢に適応するよということ、地公法では決められているんですが、今回の決定に基づいてそこら辺をどのように反映されたのか。

もう1つは、今の景気、経済動向に対する影響といいますか、僕は暗いイメージを持つんですけれども、そういったイメージダウンにつながっていかないのか。ましてや地域のほうは人事院は該当して調査するのは3千人以上の企業ということになりますけれども、十勝地方、田舎のほうではそのような企業はありませんし、中小企業といっても300人を切っているわけですよ。その中小企業の範囲もこちら辺では維持されて

おりませんし、したがって零細企業ということになります。その動向含めて地公法でいう14条の原則にどう反映させたのかお聞かせ願いたいと思いますし、町長からも現下の景気、経済動向に対するこういった措置については、どういう感想を持っているかお聞かせ願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。地方公務員法の14条に情勢適応の原則というのがございます。勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するようにということで規定されているわけですが、社会一般の情勢というのは、地方公務員の結果的にその地位と申しますか、それから職務とか労働環境の類似性とか、その辺を勘案すると当然第一に国家公務員の勤務条件に準拠するのが妥当だというような解釈も載っております。

したがって、今年だけでなく、この間ずっと国家公務員の人事院勧告に基づいて給与改定を行ってきているところであります。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。今、松尾議員からご指摘ありましたように、人事院が民間の給与の調査をいたしまして、できるだけ民間の動向を少しでも人事院勧告に反映させるようなそういう人勧としての調査をいたしております。かつてはいわゆる大企業、何千人という大きな規模以上の民間企業との比較ということでありましたけれども、近年はそれが変わりまして、50人以上の事業所、これを含めて非常に水準を下げてきたというふうなことで、この調査が行われているわけでありまして。

したがって、そうしたところとの比較の結果、さきほど提案しておりますように、公務員の給与が高かったということで、確か今年で5年連続のマイナス勧告になっているのではないかと、そのように考えております。

したがって、従前からみると非常にそうした中小企業といいましょうか、50人となりますと一部零細企業も含むのではないかと思いますけれども、そうしたところの水準に人事院としても近づける努力をしているのではないかと認識をいたしております。

しかし、現実の問題として、地元の一般の民間等における給与という面からみると、これは間違いなくまだ高い水準にあるという認識をいたしております。

しかし、役場の仕事というのは、そうした最近の社会経済情勢というものを私どもも十分認識をいたしております。合理化といいましょうか、職員数も相当削減をいたしてきておまして、したがって1人当たりの職務の密度も私は従前からみると最近はいへん厳しくなってきたと考えております。

また、少しでも質の高い仕事をさせていただいて、高い給与を受けているわけでありまして、それを超えるような、やはり仕事の面で職員の皆さんがたに努力をお願いしているということでもあります。

給与に対しては議員の皆さんがたにもいろいろな見方があるかと考えておりますが、複雑な給与のシステムでもありますので、これを人事院勧告から切り離して単独で給与表を作っていくということは、やはり非常に至難な問題もありますし、また、同じ公務員でありながら、いろんな面での格差も付いてくるというふうなことも含めると、私は人事院勧告による給与の改定を今後ともしていかざるを得ないのではないかとこのように思っているところであります。

◎湯浅亮議長 12番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 2点ほどお尋ねをいたしたいと思いますが、準職員、また日給者がいるわけですが、この辺の取り扱いはどのようになっているか。

それからこの給料改定によって職員はどのような理解というか意識を持っているか。例えば極端にいうと勤務意欲が減退するとか、そういうことがあり得るのか。あつてはならないことですが、そういうことが発生する可能性があるのかなと思っっているんですが、その辺についてお答えをいただきたいと思ひます。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。準職員につきましてはこの間、職員に準じて人事院勧告どおり実施いたしてありますので、今回につきましても人事院勧告に準じて削減措置を講じたいというふうに思っております。

それから日額者、時給の臨時職員であります、こちらにつきましては、今回の人事院勧告は該当させないというふうに考えてあります。4月に既に見直しをいたしてありますので、そのままにいたしたいというふうに思っております。

それから、職員の理解と意識の関係であります、この給与改定に当たりましては、職員側との話し合いを実施いたしてあります。さきほどから申し上げておりますとおり、この間、上げる場合も下げる場合も、人事院勧告尊重ということで実施をしておりますので、職員側といたしましても結果としてやむを得ないということの回答を得てあります。心情的には削減してもらいたくないというのは分かるわけですが、理解のほうはいただいているというふうに思っております。

それから、職務のほうの影響ですが、実際にはないというふうに判断をいたしてあります。

◎湯浅亮議長 12番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 行政の下支えというか、準職員なり日給者が支えているわけですが、率は人事院勧告どおりの率だと思ひますが、これはあまり、もともとの給料が低いわけですから、そんなに極端に下げなくてもいいのかと思っっているわけですが、今、率はお聞きしませんでした、例えば今回出された人事院勧告の率より若干程度下げるとか、そういうようなことが必要でないかなと思ひます。

その辺について、これは準職ですから別段、人事院勧告を適用しなきゃならんという問題でもないと思ひますので、その辺は少しは研究をする必要があろうかと思ひわけですが、その辺はどのような率になっているか、考え方をお聞きしたいと思ひます。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回の人事院勧告の官民格差、いわゆるマイナス1.07パーセントは、あくまでも月例給に対する格差でありまして、それは給料に乗じて削減するというふうにしてあります。

それから期末手当につきましては、職員の8割を支給いたしてありますので、今回0.25月削減されるわけですが、準職員につきましては削減は0.8掛けて0.2か月というふうにしてありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第69号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 平成15年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第70号、平成15年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第70号、平成15年度新得町一般会計補正予算、第6号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,771万7千円を減額し、予算の総額を70億982万円とするものでございます。

5ページの歳出をお開き願います。

今回の補正では、さきほどご審議いただきました議員、特別職及び職員の給与等の改正に伴う補正を各款で行っております。

なお、本改正に伴う消防職員の人件費分につきましては、消防組合負担金の補正と、人事異動などに伴う増減も、各款で調整を行っております。

この結果、給料、手当、共済費、賃金を合わせた金額で見ますと、議員分で231万7千円の減額、特別職分では73万9千円の減額、一般職総体では2,109万円の減額となっております。

その他の補正では、3款、民生費の常設保育所費、4款、衛生費の清掃センター管理費、10款、教育費の幼稚園費・図書館費で、準職員・臨時職員の勤務体制の変更や、4款の清掃センターの一時的な大量の大型ごみの処理が必要になりましたので、賃金の増額分を計上しております。

4ページの歳入に戻りまして、16款の繰入金では、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第70号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第71号、平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第71号、平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ75万7千円を減額し、予算の総額を4,419万2千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正は、職員の給与等の改定に伴う補正でございます。

4ページの歳入の3款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第71号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第72号、平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第72号、平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ28万5千円を減額し、予算の総額を4億7,915万9千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正は、職員の給与等の改定に伴う補正でございます。

4ページの歳入の4款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金

を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第72号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 平成15年度新得町水道事業会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第9、議案第73号、平成15年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第73号、平成15年度新得町水道事業会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第2条で、水道事業会計予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入につきましては変更はありません。

支出につきましては、1款、事業費の営業費用について、一般会計補正予算で説明いたしましたとおり、給与等の改正に伴う不用額の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第73号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第12号 平成15年十勝沖地震災害対策に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第10、意見案第12号、平成15年十勝沖地震災害対策に関する

意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。宗像議員。

[宗像一議員 登壇]

◎宗像一議員 意見案第12号、平成15年十勝沖地震災害対策に関する意見書の提案理由について、ご説明いたします。

提案理由については、意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思いません。

次のページをお開きください。

平成15年十勝沖地震災害対策に関する意見書。

9月26日に発生した十勝沖を震源とする平成15年十勝沖地震により、太平洋沿岸を中心に甚大な被害が生じている。

現在までのところ、行方不明者2名、負傷者773名の人的被害のほか、住宅の被害は611棟に上っている。

また、鉄道、道路、港湾などの公共交通機関や、水道、電気などのライフラインにも多くの地域で被害を受け、道民生活や産業経済活動への影響は甚大なものとなっている。

被災地においては、国や道、被災市町村などが一体となって復旧と被災者の生活再建に努めているところであるが、特にこの8月の台風10号による大雨災害に見舞われた地域では、復旧活動の途上におけるたび重なる被災であり、完全復旧には多大の時間と経費を要するものと思われる。

よって、政府におかれては、住民の一刻も早い生活の安定や、被害の復旧と産業経済の回復に向けた取り組みが進められるよう、次の事項について特段の配慮を講ずるとともに、このたびの災害を契機として、抜本的な防災対策を講ずるよう強く要望する。

1、財政支援対策について。

(1) 激甚災害の指定。

(2) 災害復旧などに係る地方負担に対する財政支援。

2、生活福祉対策について。

(1) 学校施設における災害復旧事業に対する財政支援。

(2) 学校施設の耐震化に向けた助成措置の拡充。

(3) 上下水道施設における災害復旧事業に対する財政支援。

(4) 社会福祉施設等における災害復旧事業に対する財政支援。

3、産業対策について。

(1) 被災商工業者に対する金融支援。

(2) 農地・農業用施設、農業共同利用施設における災害復旧事業の早期実施。

(3) 漁港・海岸・水産業共同利用施設における災害復旧事業の早期実施。

(4) 被災農家・漁家などに対する円滑な金融対策の実施。

4、国土保全対策について。

(1) 地震・津波防災対策の充実強化。

(2) 津波観測体制の強化と一元化。

(3) 荒廃林地等に対する復旧及び二次災害防止のための治山事業の早期実施。

(4) 林道における災害復旧事業の早期実施。

(5) 災害査定に向けた調査・設計費の補助制度の拡充。

(6) 道路・河川等における災害復旧事業の早期実施。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
平成15年11月27日、北海道新得町議会議長、湯浅亮。
以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[宗像一議員 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから意見案第12号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、意見案第12号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成15年臨時第5回新得町議会を閉会いたします。
(宣告 11時05分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員